

第1回北海道産業振興条例あり方検討部会議事録

日時：平成28年8月30日（火）15:00～16:30
場所：道庁別館10階 北海道労働委員会会議室

1. 開会

■経済部産業振興局産業振興課 高橋主幹

定刻となりましたので、ただ今から、「第1回北海道産業振興条例あり方検討部会」を開催したいと思います。

委員の皆様には、時節柄お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日、司会進行を努めさせていただきます産業振興課の高橋と申します。

よろしくお願いたします。

本日は、16時30分での終了を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、開会にあたりまして、産業振興局長の松浦よりご挨拶申し上げます。

2. 挨拶

■経済部 松浦産業振興局長

北海道産業振興局長の松浦でございます。皆様におかれましては、部会委員の就任につきまして、ご快諾いただき、また、本日は暑い中、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から私どもの経済施策の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことを改めて御礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、道では、本道経済の強化に向けまして、「食」や「観光」分野のブランド力をはじめとして、ものづくり産業の強化あるいは企業誘致の推進、健康長寿やエネルギーといった新しい成長分野へ挑戦していくなどに取り組んでいるところでございます。

本日、ご議論いただきます産業振興条例というものは、本道経済の活性化と雇用機会の創出を図るということを基に、公的需要に大きく依存します北海道の経済構造を自立型の経済構造に転換していくということを目的といたしまして、企業立地の促進や道内の中小企業の競争力強化に関する施策を、それまでは別々の条例で行っていたものを一つの条例にまとめまして、この二つを一体的かつ相乗的に推進するということを柱といたしまして、平成20年4月に制定された条例でございます。

具体的に申しますと、経済波及効果の高いものづくり産業の集積促進や、立地企業への道内企業の取引参入の促進、さらには中小企業の新製品開発ですとか販路拡大などによる競争力強化といったものを目指したものとなっております。

本年度は、この条例の規定によりまして、社会経済情勢の変化や条例に基づく施策の施行状況を点検しまして、その結果を踏まえて、必要な対応を検討することとされておりますので、この部会を秋頃までに、本日を含めまして3回ほど開催をさせていただきたいと思っております。

本日は、まず条例に基づきます施策の実績や点検に向けました論点につきまして、幅広く、ご意見をいただき、次の2回目以降に、さらにご議論を深めていただきたいと考えております。

限られた時間ではございますけど、ご出席の皆様の様々な見地、あるいはご経験を踏まえまして、ご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。簡単ではございますが、開催に当たりまして、ご挨拶とさせていただきます。

■経済部産業振興局産業振興課 高橋主幹

最初に、本部会について、ご説明申し上げます。お手元の資料1-1をご覧くださいと思います。

本部会は、北海道商工業振興審議会条例第5条に基づき設置する部会であり、7月19日に開催された審議会において、「北海道産業振興条例あり方検討部会」の設置が承認されております。

本日は、委員8名中、現時点において6名のご出席をいただいております。委員の過半数以上が出席しておりますことから、北海道商工業振興審議会条例規則第6条第4項の規定により、会議は成立していることをご報告させていただきます。

なお、本部会は、審議会と同様に道が定める「附属機関等の設置及び運営に関する基準」に従い「公開」となっておりまして、議事録も北海道のホームページ等で閲覧に供することをご承知お願いただきたいと思います。

3. 委員紹介

■経済部産業振興局産業振興課 高橋主幹

それでは、お手元にお配りしております出席者名簿の順に委員の皆様をご紹介させていただきたいと思います。

まずは、北海道科学大学工学部教授の竹澤聡委員です。続きまして、一般社団法人北海道機械工業会副会長の杉本正和委員です。続きまして、一般社団法人北海道IT推進協会副会長の菅野満委員です。続きまして、シンセメック株式会社代表取締役会長の松本英二委員です。株式会社セーコー代表取締役社長の三井尚子委員は、少し遅れると連絡が入っております。続きまして、北海道そば製粉株式会社代表取締役社長の松島永典委員です。続きまして、株式会社ダイナックス相談役の福村景範委員です。先ほど飛ばしてしまいましたが、一般社団法人北海道食品産業協議会副会長の池田光司委員につきましても若干遅れる旨のご連絡をいただいておりますことをお知らせいたします。また、改めてご紹介できればと思っております。

また、本日、オブザーバーといたしまして、北海道中小企業総合支援センター、中小企業基盤整備機構北海道本部、北海道立総合研究機構、北海道経済産業局の方々にご参加いただいておりますことを併せて、ご紹介させていただきます。

4. 議事

(1) 部会長の選任について

■経済部産業振興局産業振興課 高橋主幹

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、北海道商工業振興審議会条例施行規則第6条第2項において、部会長が行うこととなっておりますが、部会長の選任までの間、引き続き、私が進行させていただきたいと思います。

まずは、議事の一つ目、部会長の選任についてであります。北海道商工業振興審議会条例規則第6条第1項において、「部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員のうちから互選する」となっております。これに従いまして選任を進めたいと思いますが、部会長の推薦について、どなたかご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(特に発言なし)

■経済部産業振興局産業振興課 高橋主幹

特になければ、事務局から推薦をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一同了承)

■経済部産業振興局産業振興課 高橋主幹

それでは事務局から提案させていただきたいと思います。部会長には、北海道商工業振興審議会の委員であり、ものづくり産業の振興に精通されております「北海道科学大学の竹澤委員」をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(一同了承)

■経済部産業振興局産業振興課 高橋主幹

竹澤委員、よろしいでしょうか。

■竹澤委員

承知いたしました。

■経済部産業振興局産業振興課 高橋主幹

ありがとうございます。それでは、竹澤委員に部会長をお願いしたいと存じます。竹澤委員には恐れ入りますが、部会長席への移動をお願いいたします。

■経済部産業振興局産業振興課 高橋主幹

それでは、竹澤部会長から、一言ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

■竹澤部会長

改めまして、こんにちは。本日は皆様方ご多用のところ、ものづくりあり方検討部会にご参集いただきましてありがとうございます。先ほど、ものづくりに精通されたと過分なご紹介がありましたが、私も若い学生相手に日々斬新なアイデアあるいは北海道がどうあるべきか、ということ

邁進して一緒に頑張っている人間でございます。

本日は、北海道の中でリーダーシップ取られている分野の企業の方々にお越しいただいておりますので、おそらくはこの条例のあり方について忌憚のない貴重なご意見を賜れると思いますので、それを北海道の方も期待していると思いますので、限られた時間ではございますが、何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、冒頭の挨拶として述べさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

■経済部産業振興局産業振興課 高橋主幹

ありがとうございます。それでは、ここからの議事進行につきましては、竹澤部会長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

(2) 北海道産業振興条例（通称）の点検について

■竹澤部会長

それでは、次第により議事を進めさせていただきます。最初に北海道産業振興条例の点検について、事務局から、概要や部会での議論の視点などをご説明いただきたいと思います。三橋課長よろしく申し上げます。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

産業振興課の三橋と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。座って説明させていただきますと思います。

お手元の資料の2と3を続けてご説明させていただきます。資料の2をご覧いただければと思います。産業振興条例の点検についてという資料でございます。これで今後の検討の流れをご説明させていただきます。

まずは、1番の概要のところをご覧下さい。今回は、前回の条例見直しを、丁度、平成23年度に行っておりまして、その時点から5年が経過したということで、定期的に条例の実効性というのを点検していくということで、社会情勢の変化、あるいは施策の取組状況、これがちゃんと成果が出ているかといった観点で点検をして、その結果を踏まえて、必要な見直しというのを行うこととしております。

2番の点検の視点のところをご覧下さい。点検の視点としては大きく二つあげております。一つは社会経済情勢の変化ということで、こうした変化で条例の趣旨ですとか、条例で規定されている基本施策といったものを見直す必要が生じていないかということをご点検していただければと思っております。また、新たに情勢が変わって新たに盛り込むべき事項、あるいはもう不要になった事項、こういったものもないかということをご点検していただきたいと思いますと考えております。それから二つ目につきましては、条例の施行状況でございます。これについては具体的に成果が出ているか、あるいは課題はないか、こういった観点で条例が効率的に機能していて、条例の目的を達成するための成果が出ているかということをご点検していただきたいと思いますと考えております。

次に3番目のところをご覧下さい。検討を踏まえた対応ということで、点検結果を踏まえまして、条例、あるいは施行規則の改正が必要な場合は改正に関わる議案の提案を行っていくということで、4番のスケジュールをご覧いただきたいと思いますのですが、先ほど局長が申し上げたとおり、この検討部会というのは3回開催させていただきたいと思います。その結果を12月に予定されております商工業振興審議会で改正内容等の検討をご報告させていただきたいと思います。条例の改正が必要な場合は手順に沿って、パブリックコメントをとって道議会の方に改正を提案、あるいは規則の改正が必要な場合は、同じくパブリックコメントをとって4月に改正した規則の施行ということを最速のスケジュールとして考えているところでございます。

続きまして、資料の3をご覧下さい。資料の3では、今回点検いただく条例の概要ということで、条例の本体の部分を整理した資料でございます。1番上の条例の目的をご覧いただきたいと思いますのですが、産業構造の高度化によって公的需要から民間需要主体の自立型経済構造への転換を図る。そのために企業立地の促進、それから中小企業の競争力強化を両輪で取り組んで、その施策を一体的に相乗的に推進して北海道経済の活性化及び雇用の機会の創出、こういった部分に資することを目的としております。後ほどこういった観点から事業の状況、あるいは経済構造、条例が創設したのは平成20年と8年前の状況なものですから、そういった部分での変化というものをご説明させていただきますと思います。

続きまして、四つの基本方針というように書いております。この条例の一つの大きなポイントが企業立地の促進と中小企業の競争力、これを一体的、相乗的に進めていくということ、他の条例にない一つポイントとして掲げているところです。具体的にはその下の六つの基本的施策という

ところをご覧下さい。六つ、(1)から(6)まで書いてございます。1番目は企業立地及び道内の中小企業の取引参入の一体的促進、2番目が人材の育成及び確保という観点です。それから3番目が中小企業の経営革新、あるいは産業技術開発の促進という観点です。4点目が中小企業の国内外における販路等の拡大、それから創業等の促進、それから産学官及び産業間の連携の促進、こういった部分を基本的な柱として掲げております。

それから枠の外に、条例の施行状況の検討というように書いておりますが、先ほど申し上げましたが、これは5年ごとに点検を行うということが規定されておりますので、それに基づき今回点検をさせていただきたいと考える次第です。

特色として、一番下に書いておりますが、先ほど申し上げましたとおり、他県の産業振興に係る条例といたしますのは、企業立地は企業立地、それから中小企業振興は中小企業振興ということで、それぞれ別々に持っている条例がほとんどですが、別々に他県は持っております。その中で、一体的、相乗的に推進している条例は全国で北海道だけがこういう条例をつくっているということで、一体的、あるいは相乗的に相乗効果があったのかということもポイントになってくると思っております。以上でございます。

■竹澤部会長

三橋課長、ありがとうございました。後ほど、皆様方からご意見は頂戴いたしますが、ただ今の事務局の説明に対しまして質疑や確認事項がございましたらご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。はい。ありがとうございました。

(特に発言なし)

それでは、次に進めさせていただきます。ただ今のご説明で北海道産業振興条例は、企業立地の促進と中小企業の競争力強化を柱としているところでございますが、助成制度の概要と事業実績について、事務局からそれぞれご説明いただきたいと思います。まずは、企業立地の促進について説明をお願いします。藤村課長、お願いいたします。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

企業立地を担当しております藤村と申します。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。資料4をご覧いただきたいと思います。

企業立地の促進を図るための助成措置ということで、一覧票を付けさせていただいております。この企業立地の助成金ですが、類型Ⅰ、類型Ⅱに分類されておまして、類型Ⅰは成長産業分野と発展基盤施設分野ということで、簡単にいうと業種で区分したようなものです。それから類型Ⅱにつきましては、市町村が補助をする場合に、連携をしてお出しをする場合の補助金という形になっております。補助要件ですけれども、5人から30人以上という雇用の条件がありましてこれを上回った場合であって、なおかつ投資要件というのがありまして、これがだいたい2,500万円から最大で20億円で、これを上回った場合に対して補助金を出す。そして、助成の額ですけれども投資の割合に対して4%から10%、それから助成の限度額ですけれども、1,000万円から15億円という幅広ですけれども、業種ごとに額や率が変わってきているというような制度の内容になっております。

下の方にちょっと書いてありますけれども、47都道府県中、茨城県と東京都を除く45都道府県で補助制度を有しております。ほとんどの都道府県で持っているというような形になっております。これが、立地の補助金の概要でございます。

次に、資料の5-1で、事業の実績について、少しご説明をしたいと思っております。まず、一つ目の補助金の交付実績ですが、この平成23年から平成27年度の間補助金を出したのを見ていきますと、116社で約61億円、年平均でいうと23社で12億円となっております。下の方の参考のところを書いたのですが、23、24、25、26、27とだんだん立地件数の方が増えてきておまして、補助金は、実はこれ表明した日の件数です。ですので、補助金は2から3年後くらいから出しているような状態になっておりますが、立地件数の増加にあわせて、補助金も今後増加が見込まれると考えております。

それから2の道内道外企業別新設、増設別の交付実績ということで、ポイントとなるところで言うところ、上からの三つ目ですが、雇用増の人数1社当たりというところがあります。新設が増設の約1.4倍になっておりますので、新設の方が雇用は多いと思われまして。

それから内訳を見ていくと、道内の企業が増設した場合、それから道外の企業が増設した場合の方が雇用は多くなっておまして、道内企業さんが増設したり新設したりする場合よりも多くなっている状況になっております。

次のページをめくっていただきまして、3のところ振興局別の交付実績で、14振興局が地方にあるのですが、どの振興局が多いのかということで分けているものです。

その中でいうと、札幌を中心とした石狩が一番多くなっておまして、企業数でいうと26社で

す。次に胆振ですが、室蘭とか苫小牧の方ですけれども、こちらで16社。それから上川、旭川中心とした15社、函館を中心とした渡島14社というような順になっているというような概況でございます。

次に、まためくっていただきまして、業種別の交付実績ですが、ポイントになるところで言うところの〇の二つ目の3行目のところですが、1社当たりではということですが、雇用が1社当たりでどれだけ生み出されているのかということ进行分类させていただいたのですが、やはり一番多いのはコールセンターで52人ほどになっております。次に多いのが本社機能移転事業ということで41人、その次に情報サービス業30人、それから自動車関連の輸送用機械器具製造業で27人となっております。雇用の質の問題もあるでしょうけれども、雇用の多さという面で見るとこのような状況になっております。

次の資料5-2で、最近の他府県の状況の一覧を整理させていただきました。北海道の制度自体がどのような特色があるのかということを一覧を作ってみましたのですが、左側からですね、他県の状況と合わせて製造業についてはほとんど他県も持っております。それからあと研究、情報サービス、流通、本社機能、コールセンター、環境・エネルギー…というような形で少なくなっております。北海道の制度として、どこに特色があるのかということと言うと、製造業では、いわゆる上乗せみたいな形で製造業の中でもちょっと上乗せしているという部分で言うと、自動車、それから食関連、電気電子機器というような部分で上乗せをしております。実は他県ではあまり事例がなく、この部分がちょっと特色になるのかなと思っております。

それから、あと少ないというところで見させていただきたいのですが、1番右側の方から言うと、植物工場っていうところで9の府県でやっております。この少ないところからいうと特色があるのかなと。それからあとデータセンターですね。これは14の県でやっているのですが、このあたりも特色があるのかと。あとの部分でいうと他県でも実施されているということになっております。それから他府県の状況なのですから、今回の第2回の方にお示ししたいと思っております。それから他府県の状況なのですから、今回の第2回の方にお示ししたいと思っております。それからあと雇用要件ですね。

先ほどお話ししましたが、5人から30人以上という雇用要件がおりますので、このあたりが他県と比べてどうなのかというようなことで、商工業振興審議会本会の方で雇用要件の緩和というようなお話もありましたので、この辺り、今回の第2回の方にはお示ししたいと思っております。私の方からは、以上でございます。

■竹澤部会長

藤村課長ありがとうございました。

ただいま資料4並びに資料5について説明いただきましたが、事務局から企業立地の促進について、助成制度の概要と事業実績の説明につきまして、何かご意見ご質問ございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ここはちょっと時間をとりたいと思いますので、どんなことでも結構です。

■杉本委員

ちょっと質問ですけれども、資料5-1の参考1に企業立地件数って書いてあります。これは23件、例えば、平成23年ですと62件、2社、新しい会社が北海道に生まれたということですか。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

違います、新設と増設っていうのがありまして、道内企業さんが新しく新設された場合と増設された場合、それから道外企業さんが新設された場合、増設された場合の全部含んでいまして、いわゆる工場が出来たという件数が全て入っています。

■杉本委員

企業立地とはちょっと違いますよね、そうしますと。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

それも全て企業立地と言っています。企業誘致というのが道外から企業が来て初めてできたという言い方で。

■杉本委員

それも分かたら良いかもしれません。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

ちなみに、データがありまして、平成23年度でいうと28件が道外から来た企業さんの新設になっていて、そして24年度が18件、25年度が19件、26年度が21件、27年度が27件と概ね9から27の間位で推移しています。

■杉本委員

これは道外から誘致された企業の数ですか。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

そうです。道外から本当に新しくやってこられた、デンソーさんみたいな感じの来られたというようなケース。ダイナックスさんも昔ですけれども、これも一応入れております。かなり昔ですけれども。

■竹澤部会長

よろしいでしょうか。

■菅野特別委員

今の続きですけれども、その中でも業種別って分からないですか。我々IT業界ですけれども。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

企業誘致の部分と区分したのはなくて、先ほどの数字のですね、62件といったものを単純に業種で割った数字であったら手元にあるのですけれども、IT業界さんでは、産業支援サービス業でしか拾ってなくて、産業支援サービス業っていうとITといわゆるコールセンター系のオフィスも入ってしまいます。それで言うと、ちょっと数字があります。平成23年度から27年度の推移ですけれども、ちょっと説明させていただくと、10件、15件、10件、11件、14件というような推移になります。ITとコールセンターが付いてしまうのですが。

■菅野特別委員

こういったことと関連あるかどうか分からないのですが、我々の業界は、非常に人手不足でして、実はその求人をするためにこちらに立地をしているような企業っていうのも増えてきています。果たしてそれはどうなのかという気はしないでもないのですけども。それも立地だから良いのだとかというのか、まあまあというのか、そういうところが気になってですね。

それとですね、先ほど3ページの中で、特色の中で、企業立地の促進を一体化しているとありました中小企業支援について、一体化して、相乗的にとあるのではすけれども、非常に分からなくて申し訳ないのですけれども、これは他のところでは別々にして、道では一つにして、そういうそのメリットとデメリットっていうのかな、なぜ二つして、一つにするとどういう目的にしてといったことをちょっと教えてほしいなど。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

わかりました。ありがとうございます。

元々北海道も実は別々になっておりまして、他県と同じような形で企業誘致のインセンティブの条例とそれから中小企業の振興を図っていく条例がそれぞれ別々になっていて、北海道だけが今一体化してやっているのですけれども、その一体化した理由は先ほど相乗的っていうことを申し上げましたが、具体的にはですね、企業が立地して、そこで参入するような需要ができていくと、たとえば自動車工場ができるとそこに参入する地場の中小企業さんが参入するような市場なり需要ができていくと。そこを立地とその参入というのを連動してやることでお金が地域の中で回るという形で、その立地と地場企業の対策を連動していこうという発想で相乗的というような形で制度の設計をしたというのが今回の条例です。

ですから、相互の波及があるかないかその設計した狙い通りですね、あるかないかというところがこれからご点検いただくポイントの一つになってくるのではないかなと思っております。

■菅野特別委員

バラバラだとやっぱりやりにくいのですか。

■経済部 松浦産業振興局長

たぶんそこは理念、条例の文言なので、理念の部分はあると思います。これからご説明させていただくのですけれども、中小企業の競争力強化の資料3の施策の方で、いわゆる立地企業との取引に参入を促進という施策がそこに盛り込まれていく。ですから、どういう業種に力を入れるかって言うことを示した上で、そういう業種の企業さんの立地、まず立地を促進しますと。その立地した企業さんへの地元の企業の参入も促進していくと。そこは施策に落とし込まれているのですけれども、条例自体の文言はどうしても理念的な話になってしまう。

■竹澤部会長

よろしいでしょうか。

■杉本委員

審議会の本体の方でも話したのですが、補助金ということに対して、簡単にいうと費用対効果はどうなのでしょう。

費用対効果って非常に難しいと思うのです。これだけ費用かけて雇用が増えたとか、税収が増えたとかっていうこともさることながら、例えばここで東京だとか茨城だとか、まあ東京は置いといて、茨城はやってないのですよね。茨城のやっていないところと比べて、土壌が違うからいけないのですが、補助金がない時と、あった時と、どれだけ効果があるのかなというところが、非常に難しいわけですね。数字がなかなか出ないから難しいのだと思うのですが、私が来たときの例で言うと、補助金があるから来たわけじゃなくて、別の要因で色々調べて来て「あ、補助金があった。平たく言うと得したね。」という感じに思ったわけですね。他もみんなやっているから無くしちゃうとどうかっていう話ではないのですが、前も申し上げたのですけれども、ふるさと納税と一緒に。儲かっているのは納税者が儲かっている。自治体全部合わせるとみんな損をしているわけですね。損しているというというか、その合成の誤謬だと言った覚えがあるのですが、かなり経済的に厳しい中で最高20億ですか、累積だと。

これから調べられるというのですが、他の県とどう違うかという、種類で今ベンチマークされていましたが、中身がね、どれくらい優位性があるのか、さっきちょっと変なことを言いましたけども、やっぱり資本主義に則ると他県だってコンペチタルで競争相手だから負けないようにしないといけないので、補助金が負けないための一つであればもちろんいいのですが、そこをちゃんと検証というのかな、するべきじゃないかなという気がしたので、それはこれから他のところを調べられるというので、ぜひあの茨城県とどうかっていうのは興味があるんです。環境が違うから、茨城県は明らかに少ないって言うのか、いや茨城県はあの辺の周りから比べて全然遜色ないというのか、いや補助金じゃなくて別のことをやっているから遜色ないとかね。そんな気がします。

■竹澤部会長

茨城県には日立製作所がありますからね。

■杉本委員

ありますよね。潤っているから、ないのかっていうとそうでもない。

愛知県だって補助金出してあれだけ潤っているといったらおかしいですけど。あれだけ企業があっても補助金出して、企業誘致一生懸命やっていますもんね。愛知県も。

■福村特別委員

でも、我々はもらう側っていいですかね、補助金を受ける側から考えると、やっぱり補助金あるほうが、次のステップに進みやすいのです。例えばダイナックスで工場を建てるなりね。で雇用を増やす、で道庁にちょっとこのようなものがありますねということでサポートしていただく。補助金を。

すると動きやすいですよ。補助金で新しい工場が建って、雇用が増えてく。

■杉本委員

一企業を離れて、道の立場で全道を考えてときに、補助金があれば非常に助かる、では補助金がなかったら建てなかったかとか。儲かっているのは企業だけじゃないから、平たい言葉でいうと。という側面もあるのかなというふうになんかちょっと思ったものですから。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

ちょっと今のご意見伺って、これからアンケート調査などをやるのですけれども、立地企業さん

の補助金使われたところにアンケートをするものですから、インセンティブにつながったかどうか、それとも経営の安定になったかということが項目になるわけです。一般的には、本当に企業誘致のためにこれがインセンティブになったかどうかというのがまず一つだと思います。今おっしゃったように経営の今後の増設だとかにつながるとかですね、あと経営の安定になるとかそういうアンケートになっちゃうのかなとも思うのですが、ちょっとその辺りも調査はしたい。

■杉本委員

注意してやらないと、もらう方はまた欲しいから、「良かった」「良かった」っていう言い方になるのではないかなと。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

そうですね、そこはうまく聞かないとダメですね。

■杉本委員

一部にはヒアリングした方が良いかもしれませんね。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

わかりました。ヒアリングという形で。

■杉本委員

「良かった」、「悪かった」、「普通」とかいうと、みんな「良かった」「良かった」って言う。コメント書いてもらうとかね。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

事例で言うと、結構シビアなケースで、本当に補助金を他県と天秤にかけたケースで言うと、外資系の企業さんは非常にシビアでして、そういうケースはありました。過去に。つい最近ですけどね。あんまり言っちゃうと企業名が分かってしまうのであまり言わないですけれども。そういうところもあります。無いわけではないです。

■福村特別委員

例えば我々が海外で工場を建てようとしたときに、その出向いた先がどれだけ補助をくれるのか、どういう条件にあるのかとかいうのは、やっぱり選定の一つに必ずなりますよね。

ヨーロッパのどこに作るのかとかね、中国のどこに作るのかとかね、アメリカのどこにとか。

■杉本委員

そういう私も実際来るときには、北海道でどれだけインセンティブがあるかを調べたのですが、簡単に言うと、あまり詳しく言うとあれですけど、100点満点で色々、県の工業団地を点数付けしたのです。そのときの配点はインセンティブが5%だった。ちなみにいうと人も欲しかったので55点を人にあげました。インセンティブは確かに考えました。5点。という格好でかみ合ったという記憶があったものですからね。どれだけインパクトがあるのかなと。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

他所の県と同点であれば、その1点がもしかしたらって可能性はありますよね。

■杉本委員

結局色々調べた中で5点配点とかでたぶん最後に残った3つか4つのところはほとんど同じだったと思います。インセンティブは結局。だから実際にはインセンティブがあったから来たっていうわけではない。

逆に他が同じくらいだったらというくらいの話かなと。茨城県のそこが入ってなかったの。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

わかりました。ありがとうございます。

■竹澤部会長

杉本委員ありがとうございました。その他は如何でしょうか。

■松本特別委員

市町村もありますよね。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

はい。市町村の補助もあります。

■松本特別委員

それと両方もらえるのですか

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

はい。両方もらえます。ただ国との補助金については併用しておりません。

■松本特別委員

地場の会社が増設しようとするれば、たぶん私の感じですけども、助成額大きい方が良いですけども、助成がないとしてもやると思います。地場は行きようない。道外から来るところはたくさん好きなどころに行ける。その中でそれこそインセンティブの強いところに行こうとするわけですよ。道内の企業は行きようがないから、補助率がいくらだとかあんまり関係ないと思いますけどね。

■杉本委員

でももらえば嬉しいでしょ。

■松本特別委員

もらえれば嬉しい。多い方が良いですけど。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

今の回答になるかどうかと思うのですが、だいぶ前、平成16年度くらいですけども、今のお話がありまして、新設と増設だけで格差を設けさせていただきました。そこで新設というのは、道内の企業さんが新設した場合も同じですけども、やはり企業誘致という面でいうと格差を設けたというのは、10と5となっているのはそこに隠されておりまして、そういう配慮もきっちりはしております。

■杉本委員

もう一点だけ、簡単に。さっきベンチマークで各県に触れた中で、自動車、それから食関連、それから電気・電子そこを分けてこうやったというのは、道として自動車、こういったところを重点的に誘致したいという意味で差を付けたという意味ですか。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

そうです。差を付けております。製造業の中でも一番乗せております。補助金額ですね。他のところはどちらかというと製造業の金太郎飴になっているということですね。うちは業種で高くしたり低くしたりしています。その中の特色あるのがこの3つという形でございます。他にもあるんですけども特に他の県と比べるとこれが3つ際立っている。

■竹澤部会長

松島さんいかがでしょうか。企業立地補助金活用に精通されたというように伺っておりますけれども。特にありませんか。

■松島特別委員

これからです。特にありません。

■福村特別委員

この立地条件補助金の条件、5%とか10%とかの金額というのは、これはどのように決めているのですか。例えば5%にしよう、10%にしよう。それはもうだいたいもとの想定される金額があって、その中でこれ位ならば件数を受けても大丈夫だなというような感じで決められているのか、それとも他県並で考えられているのか、どうなのでしょう。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

決め方につきましては、今おっしゃった他県のまず補助率で、今調べ始めているのですけれども、多いところだと 20%とか 30%とかもあります。その比較とそれから今おっしゃられたように年間どのぐらいの補助金を出すことになるだろう、過去 10 年とか過去 5 年とかをいろいろ調べて過去の業種にはめて、どのぐらいの支出が必要だろうっていうのと、その辺を天秤に比べてですね、どこまでだったら出せるだろうということだと思います。

それとさっきもおっしゃっていましたが、要するに真ん中でいくのか、もうトップを走ることか、その辺りの戦略みたいなのところだと思います。実際のところ、我々の制度は今真ん中。中庸になっています。昔、実は昭和 61 年だったかな、この制度ができたの。そのときは全国 1 位で 12 億円の 1 位でした。ずっと暫くは全国 1 位を続けていたのですが、途中で負けちゃいまして、中庸になっております。

■福村特別委員

今、突出されている県っていうのはやっぱり条件が良くて。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

100 億円というところもありますね。ただ、それは一時的な特認で出したってケース。特にシャープとかご存じだと思うのですが。あのときは 90 億円出したりとか。あとは尼崎のパナソニックだったかな。あれで 100 億円出したりとか。ただ、その後は制度また小さくしたりして、今の制度と比べると一時だけ出したっていうものもありますね。今度、お出しする資料にはそれは出てこないと思いますけどね。最近の高額のものはまたお知らせいたします。

■竹澤部会長

ありがとうございました。

もし、三井委員の方から何かありましたら。

■三井特別委員

すみません。今のところはありません。

■菅野特別委員

すいません。よくわからないけれど、これでこう補助を出しますよね。その企業がどのくらい生存しているか、企業を縮小したり、大きくしたりすると思うのです。そういった危機感っていうものは、なんか制限はないものですか。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

補助金を出して 10 年間は撤退されると困るので返してください規定がありまして。一部ですが、デンソーにも一応そういうのがはまっております、減却償却した分まで返せということではなくて残っている分だけ、残存の分だけは返してという。転売されたりするケースがありますので。

■菅野特別委員

先ほどおっしゃってました投資対効果ですけれども、20 人だけ、何億円も出して 20 人雇って 10 年でやられたら割に合わないなって気がしないでもないです。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

次回にちょっとお話ししようかと思ったのですけれども、ざっくり条例制定当時は 7 年位の税収で回収できるって話だったのですが、最近の状況で試算したところだいたい 5 年位の税収で回収できるということなので、10 年でも元は取れるというふうに考えていただければ。

■杉本委員

補助金と税収だけを比べているのですね。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

そうですね、その企業さんからいただく不動産取得税だとか、あと利益計画だとかその辺りから試算をしております、それでいくとだいたい 5 年くらいで。平均ですね。

■菅野特別委員

業種別ではだいたい。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

業種別に出すと分かってしまうケースもあるので、あまり出しづらいですけども。

■菅野特別委員

僕らIT業界しか知らないのですが、まあコールセンターですとか。投資が少ないですから。

■経済部産業振興局産業振興課 藤村立地担当課長

だいたい5年くらいですね。20年の制定当時よりは良くなっていますね。企業の経営状況も良くなっていますよね。

■竹澤部会長

この後のご意見をいただく時間もございますので、ありがとうございます。次に、中小企業の競争力強化について、ご説明をお願いしたいと思います。三橋課長、お願い申し上げます。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

すみません、引き続きよろしくお願いたします。お手元の資料6と7をご説明させていただきます。まずは資料6の方からご説明いたします。

企業立地の促進ともう一個の対になっています中小企業の競争力の強化を図るための助成措置の方でございます。こちらの制度設計は資料6の表の方に書かせていただいています。簡単に申し上げますと、左側の方にマーケティング支援とかアドバイザー招聘とか産業人材の育成、これは人材を例えば先進企業に派遣するイメージです。それから産学連携での研究開発、それから製品開発促進、こういった中小企業さんが取り組む目的別にメニューを整備させていただいております。これに対して、この条例のもう一つの特徴としましては、左から次のところに一般分と特定産業分野枠というのがございます。こういった形で特定産業分野枠、2番の部分と5番の部分がございますけれども、こういった形で特定の産業については補助率の上乗せや、補助限度額を一般枠に対して上げるということで優先的に企業さんの行動を促進していく、支援していこうというような制度設計になっております。

特定産業分野枠、ここですと、先ほど局長が申しあげました立地企業との取引参入を目指す加工組立型企業や基盤技術企業という形で入れています。また、特定の重点産業としては食関連産業、あるいは、環境・エネルギー産業こういったところを重点分野として規定をして、そういった分野の取組に関しては、重点的に支援をするという制度設計になっているところがございます。

一番下のところを見ていただきたいのですが、こういった形で中小企業向けの基本的な施策、特定の分野に参入するための施策というよりもベーシックに継続的にやっていくべき施策というのを条例化している都府県というのは、全体的には8割程度の都府県が条例化して振興方向などを明示しているというような状況でございます。また、(2)の部分でございますけれども、先ほど申しあげました重点的に振興していく業種、分野、こういったところを規定している県というのは、全体の9割くらいが分野を規定しております。その分野については、各県の産業振興をしたい分野、産業構造などを反映して、各県バラバラになっております。全体的に多いのは、加工組立型、自動車ですとか、航空機ですとかそういった分野です。それから食品の分野。それから環境・エネルギーの分野。それから健康・医療分野。こういった分野を重点的に支援しているということで、各県も重点産業分野に基づいて、それぞれ支援をしているという制度設計になっているところが多いというような特徴がございます。

続いて、資料7の方をご覧いただきたいと思います。

中小企業競争力強化事業の実績でございます。実績はまず、簡単に概要を整理させていただいております。視点としては、利用状況という視点と実際に利用いただいた企業さんの事業成果、この二つの視点で整理をしております。

まず、利用状況ということで、1番の補助金の交付実績ということで、申請件数、金額、これをまずこういった形、数字で追いかけております。申請金額なので、利用状況のニーズというふうに見ていただければと思うのですが、グラフにありますとおり、24年度に一旦、申請件数、利用額とも回復したのですが、最近では減少傾向にあるというような状況でございます。では、予算額に対しての申請額というのを競争倍率というふうに言いますと、倍率は1倍、予算額以上の申込は来ているということではあるのですが、次の2頁を見ていただきたいのですが、競争倍率を左上の事業で時系列に追いかけているのですが、直近は1倍を超えているのですが、減少傾向にあ

るところでございます。また、他県、あるいは国の類似制度と比べてどうなのかというところは、そのさらに右の表でございます。競争倍率を見ていきますと道の事業が平均で1.7倍。26年度の数字でございますが、全国平均は1.8倍ということで、若干全国平均より低い。国のものづくり補助金と比較しますと国が2.3倍に対し、道の事業が1.7倍ということで競争倍率は低いという形になります。また、メニュー別に見ていきますと、その下の横棒のグラフを見ていただきたいのですが、マーケティング、市場開拓、商談会出展への補助金というのがマーケティング支援ですが、そういったメニューは競争倍率が高いということに対して、アドバイザー、外部の専門家を招聘する事業というのは1倍を割り込んでいるということで、メニューからでもこうした形で格差が出てきているというのが現状でございます。この辺が入り口の課題なのかと私どもは認識しているところです。

採択件数、金額も当然予算 額の中で同様な動きをしているところでございます。

次に3ページ目を見ていただきたいのですが、3ページ目は事業の成果としての事業化率というのを比較しております。国の類似事業をベンチマークとして並べて、だいたい国の事業は目標値としては50%、補助金を使った企業のうち5割の企業が事業化に至ったというような指標を設定しているのですが、実際に道の事業では50.7%と若干国の研究開発事業を上回るレベルにある状況でございます。

こういった部分で入り口の比較、時系列の比較というのを整理させていただいているのですが、次回、2回目の部会までにこうした理由、なぜこうした形になっているのか、あるいは、事業の利用が少ない事業に対して、増やして行くためにはどうしたらいいのか、あるいは、ここに無いどんな制度が必要なのかというのを企業さんあるいは地元の各市町村、それから業界団体、経済団体こういったところにアンケートを行って、変化した原因、ギャップを分析してご報告をさせていただこうというふうに考えています。

以上でございます。

■竹澤部会長

はい。ありがとうございます。ただいま、事務局から中小企業の競争力強化について、助成制度の概要を含めて事業実績のご説明をいただきました。これから、何かご意見、ご質問などがございましたら、ご発言いただきたいと思えます。

■松本特別委員

申請期間はある時期に決まっていますよね。

私もある程度使わせていただいたこともあるのですが、使いづらいのは、申請期間が決まっていて実施期間が決まっている点。例えば、何か開発したいと思ったときには、時期が合わない。いつ開発したいと思うかわからないわけで、時期があるというのは非常に不都合で、外れてしまえば使えないわけです。だから、常にシーズンに関係なく常時オープンにしておいてもらうわけにはいかないのですか。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

ここは予算との関係があって、なるべくワンチャンス、一回の申請期間ではなくて、二次募集、三次募集という形で分けて申請期間を設けているのですけれども、現状、予算一杯になったら募集は停止するという形になっていますので、どうしても年度という中で期限を区切っているというのが現状であります。

もう一つ会長さんがおっしゃった事業期間が年度主義にどうしても役所がなっているという部分については、一部、北海道中小企業応援ファンドを使っている事業につきましては、年度をまたげるような、年度毎に事業は確定していく形にはなるのですけれども、年度をまたいで使っていただくということも可能なメニューも用意して、まだまだだとは思いますが、なるべく企業さんが使いたい時期に申請していただけるような形でやるべく工夫をしているところですが、今、現状としてはそういうところです。

■松本特別委員

やっぱり改善していただかないとね。どうしようもない。

例えば、このマーケティング支援というのですけれども、これに私も申し込んだのですがダメでした。「フーデックス・ジャパン」という展示会があり、国際的な展示会でものすごく倍率が高いのですが、この申請というのが、例えば、今年出展したら、出展期間が終わった時に直ぐ次の年の申請をしなければならないのです。そして、お金を振り込まなければならない。そうするとそれは認められないのです。申請しても。要するに前年度に払ってしまったというものに対して適用され

ないので。結局、全部ダメです。いつ申請しても「フーデックス・ジャパン」はダメです。けれど、あんなに人気のある展示会になぜダメなのかというのが本当に残念ですよ。

■竹澤部会長

ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、大学なんかは国の科学研究費なんかは、かつて年度で切られていて、先生方が大変困っていた。今は、基金化と言いまして、当たった金額を持ち越して良くなっており、昔は年度で切ったために企業もプール金と言ってマスコミに叩かれた悪質な研究者が出ました。それを妨げようということで、基金化という制度ができて、先ほどのファンドと似ていると思いますけれども、そういうような考えも、今、松本委員がおっしゃいましたけれども、考えてくれれば使いやすいかと思います。

■池田特別委員

やはり、松本さんがおっしゃったように1年サイクルというのは、今の時代に合わないと思えますね。二次募集、三次募集というのは当てにならないのですよ。それより、逆に失礼な話です。

予算が無いから止めるなら、最初から申請しなければいい、とそういう制度を作らなければ良いと思えます。

むしろ、例えば、半年単位とか、あるいは3分の1単位なのか、期間を決めて、そこから1年間位をサイクルで回していくようにするとどこかで当てはまっていくと思えます。

一次募集は3件まで、二次募集は何件までと明確にすると、使う側の企業もわかりやすいのではないかと思いますね。

そういうことは、ちょっとしたことだけど大事なことだと思うので、ぜひ、具現化することによって、皆さんがタイムリーに使いやすいように、それをお願いしたいと思えます。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

わかりました。計画的に申請期間をとっていくということですね。

■池田特別委員

そうですね。いくつかに分けてやると。ただ二次、三次でそうしているよというのは全く趣旨が違うので、当てにならないものを企業は当てにできませんので、ぜひ、そういうふうにしてもらった方がいいのではないかとというのが1点。

それから、やはり中小企業にとって2分の1の負担というのは非常に大きくて、言ってみれば3分の2とかそういったことになぜできないのかというところを今回教えていただいて、それであればこうしようとかという理由が見えてくる。なぜ2分の1なのかというのを、今回、知りたいなど思っています。これは如何ですか。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

そうですね、なぜ2分の1なのかと言うと。

■池田特別委員

全額というのは、やはりあり得ないと思いますが、一部負担になりますけど、中小企業から言うると半分の負担というのは大きいと思えます。ですから、3分の2というのは当たっているなという感じがしますね。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

2分の1に比べて3分の2だと、リスクがある分野でもチャレンジされたいというふうなお気持ちになれるということですか。

■池田特別委員

皆さんやっぱり、半分だと200万円を借りて100万円を自分で出さなければいけないと、とても大きなお金だと思う企業が結構多いと思えます。そういうところもなぜ半分なのかというのは皆さんからよく話が出る。なぜなのか、法律で決まっているのでしょうか。どうしてなのか、そこも教えてもらいたいと思えます。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

法律ではないですね。他県を含めて2分の1というのは、企業さんの負担と公的な負担とが半々くらいというのが、程よいついていうと変かもしれませんが、今までのパターンとして定着している

というところでございます。

他県さんも国もそうなのかもしれませんが、制度設計としてはより重点的なものとか、振興したいものについては、補助率をかき上げて、そこに誘導するというような制度設計を作っていたらいいんじゃないかなと思います。

ですから、さっきおっしゃったように全額という、それは企業さんとしてのリスクなり努力がないものですから、やはり補助金である以上は一定の負担はしていただくというのが前提で、だからそのリスクをヘッジしながらチャレンジしていただくという構造になるのかなと思うのですけれども。

■池田特別委員

最後に、やっぱり中小企業というのは難しい言葉が多すぎて、どこから手を付けて行けばいいかわからないというのが実態ですね。

私も何回かやって、行政の言葉の意味合いがだいたいわかってきたので作れるのですが、実際に中小企業にこれを作ってやるとなると、やっぱり、言葉があまり難しすぎて、実際できないので断念しているという統計も多いのだらうと思います。だから、実はその辺もしたいけれども、できない割合ってどれくらいあるのかなと。それはどうやったら解決するのかなということも今回の大きなテーマにしたらいいのではないかなと思います。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

おっしゃるとおりだと思います。

申請件数が減っているという説明を先ほどさせていただいたのですが、その理由が、どういう理由なのかという、おっしゃられたことは多分申請に至らなかった理由はどういう理由で漏れているのかということかと思っておりますので、それは逆に裏返しになれば、申請が増えていく可能性もあるというご指摘だと思いますので、その辺はこれから次回までに調べていきたいと考えております。

■菅野特別委員

やはり中小企業で、我々もそうですけれども、こういった補助金があること自体を知らない。ホームページを見ればわかるのでしょうかけれども、何か上手く行き渡していただくことはできますでしょうか。

I T業界は、結構、新しい人がどんどん入って来るものですから、それでみんな技術者ですから、こういうものに疎い。なかなか分からない。何か上手く周知する方法はないのか。今回アンケートを取るのであれば、周知、知らなかったというアンケートはどうやって取るかみたいなのは面倒ですよ。知っている人に何故というのはあるのですが、知らない人に、ちょっとその辺のところは、むしろ業界も含めてですね、いろいろと考えていきたいと思っておりますし、今の話もそうですけれども、僕らも、ものづくりやなんかと同じような形で、何でもやっている。これも何年もやっているのでしょうけれども、分かりやすく結構同じだね みたいな形でやるのですね。正直に言うと道の場合はあまり知らなかったというのが実態ですね。それを上手く周知してほしい。

それから補助率ですけれども、考え方が二つあると思います。明らかに我々、うちの会社なんか、例えば、マーケティングなんかしようとする、製品あってもマーケティングしなければならぬ。そうすると、どちらにしろ、やらなければならないなら半分でもありがたいよねという考え方があります。ところが、研究開発で新しいものを作ろうとすると、まさにリスクですから、それは3分の2といわず、5分の4くらい欲しい。例えば、その代わり何かを買うわけではないし、例えば、研究開発、例えば我々中小企業がA Iを使った何かをしようとなると、まさに研究開発でできれば学校の力を借りたいという場合は、やっぱりそれくらい補助してもらおうと、成功するかしないかわからない。これをやるとこれだけで売れるというのがわかっていれば、それは比較的簡単にトライできるのですけれども投資対効果、実はこれが見えない。そういうものが業界的に、我々の業界って多いものですから、例えば、そんなこともあわせて考えていただけると非常に良いのかなと思います。

■松本特別委員

I T業界の方は、ものの開発だとか、I Tを使ったものの開発ということ考えたときには、たぶん補助金って、ほとんどもらえないと思います。自社、自分の社員を使ってやるのはダメでしょ。人件費はダメでしょう。外注しなければならぬ。

■菅野特別委員

学校なんかですと、先生に頼めるとか外部にお願いします。I T協会ですね、専門に特化している

ので、ちょっと離れると実は他の人と同じくらい分からないのですよね。ですから、お互いに協力するなんてあるのでしょうか、そういうようにしてもらおうとIT協会ってやっぱり新しいものを作るでしょう。これが化けると言ったら言い方がおかしいけれども、それが凄くあるわけですね。そういうのって実はたくさんあるし、我々業界って、今、人が全く足りなくて、本社が北海道だとやっぱり足りなくて、どうやってやろうかというのが、みんなの考えって変わってきている。そうすると、実は我々、北海道のIT業界という宝の山の上にいるのではないかというのがだんだん分かってきたのです。そういうことも含めて、今までの実績や経験から新しいものを作っていく、ぜひ、そういうトライできる形にしていれば、皆さん、大いに使うようになる。

10分の10はね、おそらく納得いかないです。というのはどうやって取ったのだろうかとか、上手いことやったなとしかとらないですよ。ですから、2割なら2割、3割なら3割出すのはいいです。自分だって腹括ってやるのですから。そんな上手いこと書いて上手いこといったら上手くいく。そういうようなことはと個人的には思っています。人件費はぜひ。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

ありがとうございます。

まず、周知の方法については、確かに、前回、商工業審議会も周知の問題がまだまだ認知がされていないというご指摘をいただいております。これからアンケートを取る中で、我々もホームページであったり、メールマガジンであったり、いろいろな形で周知はしますけれども、どの周知経路が皆さんに一番届いているのかというのは使った方でも分かりますので、効果的な周知経路というのを分析したり、あるいは業界の方のご相談、お話をさせていただきながら、今までとは違うこんな周知経路があった方がいいのではないかなというご意見も頂戴できればなというふうに考えています。

■菅野特別委員

もう一つそれに絡んで、できれば、実際に申請しようとする、いろいろな書類を書いたり、いろいろなことをしなければいけません。可能ならば、そういうことを教えてくるような窓口とか、無料であればすごく助かりますね。可能であれば、そうするとそこにみんな聞けばいい。役所の方に聞くのはなかなか。そういった仕組み、ちょっとそこら辺も含めてお願いします。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

リスクに応じた制度設計というのは、先ほど私も研究開発の事業化率が50%という話をさせていただきましたが、川上の領域の方は、当然、事業化に対してのリスクは高まっていくと思いますので、そういった部分での制度設計というのも、ぜひ、今教えていただいたご意見を参考にさせていただきたいというふうに感じました。ありがとうございます。

■福村特別委員

今の関連で、申請するときはどう書いて良いのか、ポイントが中々わからないということで、道庁で申請の時に相談する窓口をしっかりと作られた方が良いと思います。我々も経済産業省の補助を得ようということで動いたのですけれども、なかなか分からなくて、その時に経済産業局に直接行きまして、こんな書き方でどうでしょうか、あんな書き方でどうでしょうかというのをいろいろとご指導いただいて。申請の期間が短いのですから、書類を書くときに非常にお世話になったことがありますので、それで非常にスムーズに行きまして、ぜひ、そういう窓口を作られたら良いと思います。

■竹澤部会長

ありがとうございます。時間も押しているものですから、続きまして、道内の社会経済情勢や条例点検の論点について、事務局からそれぞれご説明いただきたいと思います。引き続き、三橋課長、よろしく願いいたします。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

すみません。よろしく願いいたします。お手元の資料8と資料9をご説明させていただきます。

まず資料8をご覧ください。経済構造の転換ということを先ほど条例の目的のところに掲げていることをご説明させていただきましたが、実際に道内のマクロ経済がどのように動いているかということをご簡単に整理させていただきましたので、ご説明させていただきたいと思います。

まずは、道内の総生産、GDPの推移ということで一番目の棒グラフをご覧ください。道内のGDPなのですが、棒グラフにありますとおり、ここ3年は増加傾向にあるということで、20年が条例

を制定した時点なのですが、それと比べると少し増えているという状況でございます。ご参考までに国内全体の動きというのを折れ線グラフでお示ししているのですが、国内もリーマンの後、最近では回復傾向にあるというような同様の傾向にあるという状況でございます。

それから、2番の部分をご覧ください。公的需要の比率が高いとご説明いたしましたが、その折れ線グラフで公的需要の推移ということで、国内全体と道内全体とを比較して時系列でお示しております。ここにありますとおり、国内の公的需要比率が直近の25年で約25%弱ということに対して、道内につきましては31%ということで、まだまだ公的需要に依存する経済構造の状況ではございます。ただ、最近はここにあるグラフにありますとおり、全国との格差というものは縮まってきているというような状況にありまして、下に民間需要額ということで絶対値をお示ししているのですが、こういった形で、棒グラフが道内ですけれども、直近では民間需要が増加しているということで、その格差がGDPの回復、これは公的需要だけでなく民間需要も増加しているということで貢献しております、少し全国との格差というのが縮まりつつあるというような状況でございます。

次のページを見ていただければと思います。3番のページです。製造業を重点対象としています。立地も中小企業条例も製造業が一つの大きな対象業種として包括しております。この製造業の動きを棒グラフで示しているのがこのグラフでございます。北海道の製造業というのは上に出荷額の推移を並べております。出荷額は、ここ4年は過去最高額を更新しているということで、増加傾向にあるというのが北海道の状況でございます。全国は微増ですけど横ばいにリーマンショック前の数字まで戻っていないという状況になりますが、北海道は過去最高になっている状況です。一方で、付加価値額、いわゆる利益、企業でいうと利益に相当する部分なのですが出荷額いわゆる売上が増えているにもかかわらず、残念ながらまだ付加価値は伸びていないというところですね。この辺が一つ北海道の経済構造という部分では課題なのかなというふうに認識しております。その要因として4番のところをご覧くださいなのですが、出荷額の多い業種を表で、1位食料品、2位石油、3位鉄鋼という形で、4位紙パルプ、5位輸送用機械という形で、お示しをしております。その中で、時系列でどこが増えているかといところが下の折れ線グラフなのですが、石油製品がここ5年で急速に増えている、これが製造業の出荷額が伸びた一番の要因でございます。一方、付加価値額の絶対額で見ますと、1位食品、2位紙パルプ、3位金属、4位鉄鋼、5位輸送用機械、こういう形になるのですが、先ほど出荷額の成長を牽引してきました石油製品については実は付加価値額がマイナスという形になっておりまして、時系列で見ても、一番右側のグラフのとおりなのですが、減少傾向、変動しておりますが、減少傾向となっております、一部の年度ではマイナスとなっているというような状況です。これは石油については原油価格とか為替の変動に価格がついてきていないのかなとこういうところが原因なのかなと考えておりますが、製造業の状況としましてはこのようになっております。今後は一方で、輸送用機械というのは出荷額それと付加価値額ともに着実に伸びてきているという状況になっております。今後は出荷額を増やしていくのに合わせて付加価値額、付加価値の改善に着目した施策というのも必要と私共としては考えております。

次に5ページ目、ページ番号でいうと5ページ目をご覧ください。雇用状況でございます。ご承知のとおり、雇用状況は、直近の有効求人倍率が過去最高ということで、大きく改善しているのがご承知のことと思います。もう一つの特徴としては、全国との格差が縮まってきているというのが大きな特徴です。従って雇用情勢は経済が好転していくことによって雇用情勢が改善したということ、リーマンショック前は全国、特に愛知県などは有効求人倍率が2倍の時代がありまして、その時でも北海道は0.5とかそういった状況で非常に全国との格差が大きかった時代があったわけですが、直近では全国も上がっていますし北海道も上がっているということで格差が少なくなっているというところですね。その下に人口と生産年齢人口のグラフを入れておりますが、今後は人口減少ということが更に進んでいきますので、労働力の確保というのが課題となっていくというところがございます。下に※印を書かせていただいておりますが、そういった意味での人口減少による労働力不足、また市場という面でも道内の需要は縮小していくと、こういった変化に対応した施策の充実が必要になってくるだろうということで、人材確保、あるいは育成という観点もそうですし、逆にいえば、人がなかなか集まらない業種、工程では省力化ということも、さらには未来の市場が縮小するというので、道内・海外での需要を積極的に確保する。あるいはより一層の道外での需要でとれるものを道内の需要に置き換えるといった域内循環の促進が必要といったものがマクロ経済からみた課題になってくるのかなという形で整理させていただきました。

それから続きまして、資料9をご覧ください。今後の論点、先ほどの繰り返しになりますが、こういった条例の利用状況の変化、あるいは経済情勢の変化を踏まえて、条例の趣旨を見直すべき状況の変化があるか、あるいは2番目にありますが、基本施策あるいは助成措置を見直すべきか、というのを私共からもたたき台をお示ししながらこの部会でご意見を頂戴いただければありがたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■竹澤部会長

ありがとうございました。それでは、ただ今事務局から道内の社会経済情勢や条例点検の論点についてご説明いただきましたけれども、何かご意見、ご質問はございますか。

■杉本委員

3ページの製造業の付加価値額がどんどん減ってきている。これが下側を見ると石油製品に引張られているというなら、それも為替というなら、別に考えていかなければならないです。消費者物価なども石油を除くというのもある。実態を表していないということになってしまいそうな気がします。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

そのとおりだと思います。個別の業種の動きも見ていながら。

■杉本委員

下を見ると分かるのですが、全体としてみると誤解を生んでしまう気がします。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

注釈が必要と言いますか。わかりました。

■竹澤部会長

ありがとうございました。その他には如何でしょうか。

■菅野特別委員

雇用状況について、平成21年から見事に全国と全道が平行している。これは何なのでしょう。実は、IT業界も圧倒的に人材不足です。特に北海道の政令都市は女性の就業率が低いです。何とか女性が働けるような場をつくるようなことが出来ないかなど。例えば、業界で言えばテレワーク、自宅でもコンピューターをネットに繋げて仕事出来る。そういうような事を進めたいし、協会的にも労働力を集めるそういった時に、労働基準法だとか、そういうことが難しいので、例えば、週30時間以上であれば社会保険をかけなければいけないとか、社員として雇わなければいけないとか。

この中の雇用というのは、社員と考えるべきなのか、働く場として考えるべきなのか、そういうところをもう少しこれでやっていただくことができないか。例えば、個人の事業主、マイナンバーなんかであれば週何時間だと名寄せすると直ぐに判る。それをどうにか出来ないのかとか。そうすることによって、働く方も働きやすくなるし、逆にそうすると、その人が色々なところで仕事出来る。得意なことがやれる。そのような仕組みがうまく作ることが出来ないかな、そういう気がします。

それと、その雇用の動きと、そういうのを教えてほしい気がするし、地方に首都圏のテレワーク、首都圏の仕事を地方で（ふるさとテレワーク）これらは具体的に大げさなものではなく、近所でもそれが出来ないかとか。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

それは働き方の一つの類型として、例えば、ご両親の介護の問題や、ご出産されて何々、時には家でということですね。ふるさと型ではなくて。

■菅野特別委員

そうです。それって、実は簡単にできる。実情はおさえられるが、ただし、問題がある。夜10時以降働いたら深夜労働になる。賃金を払えと、そうなるからややこしくなる。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

テレワークであろうと、職場に出てきてやろうと同じ基準が適用されるというか。

■菅野特別委員

特区とか何か出来ませんか。

例えば、3時頃に早く帰らなければならない時など、帰って8時頃になってさあ仕事しようと2時間やったら10時以降はやっちゃあいけないとか、そうなるから話がおかしくなってしまう。自由にやっていただいて、本人もそれでいいと思うのです。会社もいいし、時間管理をしなくてもいい。

時間管理すると、遠距離で時間管理することはもの凄く面倒である。本当にやっているのかとか、座っているのかとか。この中に入れるべきかということはあるのですが、進めていく上で、これからきっと未来はそう言ったこととか絶対必要になりますから。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

確かに、こういう構造になってくると、働き方、今まで働けなかった人が働けるように、いろいろと労働の仕組みも変わってくということですね。

■菅野特別委員

そうです。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

それに今の制度とのギャップがあるので、その辺が問題になっていらっしゃる。

■竹澤部会長

ありがとうございます。

私の方でもう一つ言うのを忘れていたのですが、お手元に資料 10 という資料があります。これは 7 月 19 日に開催されました商工業振興審議会での委員から出た発言です。今までのご質疑の中でも出られておりますけど、これもご参考にして、もしご意見があれば承りたいと思います。

■福村特別委員

有効求人倍率の数字ですけど、これ上にあります北海道の推移ですよ。北海道の 0.96 倍というのは平成 27 年度ですよ。今、現在どういう状況になっているのか。それと北海道は地域が広いので、例えば、札幌周辺ですとか、支庁でもよろしいですけど、胆振ですとか、石狩ですとか、そういう支庁毎に、どういうふうになっているのか。やっぱり相当バラツキがあると思います。全体を見ながら、北海道として、どういう地方を対象に、どう取り組んだ施策が必要なのかということが議論できるのではないかと思います。これでは全然分からないです。もう少しそういう資料があればよろしいのかなと思うのですが。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

地域として見たときに、ちょっと資料は用意出来ていないのですが、必ずしも都市部が高いという訳ではありません。今一番バラツキがあるのが、業種といいますか職種ですね。有効求人倍率を見ると、事務職というのが今でも 0.3 倍位しか有効求人倍率が出てきていなくて、それこそ IT の情報処理の職種の方だと 2 倍に近いとか、そういう形で凄くバラツキがあるって、そういう意味でミスマッチが出てきている。

■福村特別委員

そうすると雇用の有効求人倍率の低いところに対して、どういう教育なり人材育成をして多能工化と言うのですか人材のそんな施策をしていくのか、そんなのが必要になってくるのではないかと思います。IT も。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

ミスマッチの問題ですとか、働いていない方を働けるような仕組みにする制度づくりですとか、国の方では働き方改革というのを今やっておりますが、そう言った議論が必要になってくるということだと言うくらい大きな世の中の構造変化になっているかなと感じています。

■池田特別委員

5 ページの最後のところに省力化というのがありますけど、今、企業の中で、特に食品業界はですね、元々どんな機械を投資したら良いかまだ分からない段階の時に、それからもう機械を投資すべきだという企業、それからもう一歩ある程度終えて省力化に向かうという企業が最近特に増えているのです。で、省力化に対しては、もっともっとフォーカスしてもいいと思う。今回の人材難というのを含めて、ここのところ実は機械工業会さんとも前話したことがあるのですが、ある程度そういう認識を機械工業会も持っていて、もしかしたら北海道の得意な機械分野になっていくのではないかと、やっぱり本体の機械については、量産という意味でどうしても本州の機械に負けてしまうと思う。省力化というところは非常に優れたポテンシャルをお持ちだと思うので、そこを活かして、我々食品もいろんなところに取り組んでいる。松本特別委員のところは、独自に取り組んでい

らっしゃるのでしょうけど、何かそういうところに省力化に対するフォーカスはとても大事ことな
んじゃないかなと私は思っているで、ぜひ、力を入れて省力化の補助金でもいいですし、省力化を
した機械工業会とのお見合いでもいいし、なにかそこから実際の現場として企業にも役立つし、北
海道の産業としての一つの省力化産業に出来上がってくるのではないかと考えていますので、ぜひ、
そこに導いていただくような施策であったらと考えています。

■杉本委員

今おっしゃった同じ事を、機械工業会、食品と連携してやろうという動きが出ていますというこ
とが一つと、今おっしゃったと同じように、最後の今後の見直すべき論点の経済社会状況に応じて
という中で、一番大きいのは人手不足ではないでしょうか。

今おっしゃったと同じ事になるのですが、省力化、生産性の向上という、これは国が何かありま
したっけ。生産性向上に対しての補助金。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

ものづくり補助金が、一部、省力化のイメージに入っています。

■杉本委員

今、全く同じことですけど、生産性向上で効率を良くするか労働力を増やすか、生産額減らすの
はしたくないので増やしたいわけですから、と思うのです。今おっしゃったように補助金なりそう
言う施策に対するバックアップなどと私もそう思いますし、労働力を増やすのもこれは先ほどおっ
しゃったとおり、女性で、やっぱり今、ものづくりなでしこ、あれはある意味で部分最適で、他に
行く人をものづくりに持ってこようと、今、気づきました。そう言う部分もあるのですが、全体的
にものづくりに限らず、全体的に労働力を増やすためには、女性、特に北海道そういう意味では、
サービス業は結構そうでもないのですが、それ以外のところは女性の就業率が少ないということも
あって、全体的に女性の掘り起こしみたいな、そうすると、いろいろ、女性をバックアップしてい
かなくてはならないとか大きくなってしまいかも分かりませんが、女性の掘り起こしというところ
に力を入れていくべきではないかという気がします。それに対して、補助金がどうなのか、条例
にどう関わってくるかアイデアはノーアイデアなのですが、そういうふうに思います。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

わかりました。

■福村特別委員

省人化に対し、資料4にあります。補助金の補助要件、投資額と雇用増、この雇用増のところを
もう一つ生産性向上とか、省人何人とか、同じラインでそういうのはあり得るとより申請しやすい
と思う。

■杉本委員

生産性向上は増産に比べて補助率を上げるとか、そうすると増産にもなるし労働力の確保という
ことにも繋がるという意味では。

■福村特別委員

要件に入れていただければと思います。

■竹澤部会長

まだ、いろいろご意見を賜りたいところですが、実は、時間が過ぎてしましまして。活発なご意
見を頂戴し感謝申し上げます。この後ですね、事務局から今後のスケジュールについてご説明いた
だきたいと思います。よろしいでしょうか。

■経済部産業振興局産業振興課 三橋産業振興課長

すみません。資料11をご覧ください。スケジュールでございます。本日、あり方検討部会第1回目
をやらせていただきまして、第2回目を10月頃に予定させていただいております。最後の第3回目
を11月ということで、あらかじめお含みいただければと思います。第2回目には少し、私どもから
も具体的なたたき台もお示しながらご意見を頂戴したいと思っておりますし、また、たたき台を
作るにあたっては、他県あるいは企業、あるいは市町村、団体、こういったところの意見も平行し
てお伺いして、たたき台をまとめていくと、こういった段取りで検討部会を進めて参りたいと思

ますので、ご協力の方よろしくお願ひいたします。

なお、この検討部会でいただいたご意見をまとめまして 12 月頃に開催されます商工業審議会にこちらの方に報告させていただいて、私共として今後、予算化の検討というのを踏まえまして検討させていただきたいというふうに思っております。

先ほど見直しの時期ということで、最速来年の 4 月というふうに申し上げましたが、実は、中小企業競争力強化促進事業の方につきましては、財源の一部に中小企業応援ファンドの運用益を事業として使わせていただいております。これが平成 30 年に終了するということもありまして、短期間で何回か連続的に見直すのがよいのかまとめてやった方がよいのか、こういったところも念頭に置きながら、今後検討して参りたいと思っておりますので、あせわせてご説明させていただきます。

以上でございます。

■竹澤部会長

ありがとうございました。それでは、全体を通じまして、各委員から何かご発言があれば、最後に受け賜りたいと思っておりますが、ございませんでしょうか。はい、ありがとうございました。

(3) その他

■竹澤部会長

それでは、皆様に活発なご意見をいただきまして、改めて私感謝申し上げます。本日賜りましたご意見は、事務局で整理していただきまして、次回の部会で引き続き検討させていただくこといたします。

5. 閉会

■竹澤部会長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、第 1 回北海道産業振興条例あり方検討部会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

第 2 回検討部会は 10 月に開催いたしますので、また、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

<了>